平成２２年（フ）第２５５４号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘６丁目６番地18
債務者　石田　正司
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６０号
札幌市北区新琴似６条５丁目１番20号　小山マンション201号
債務者　高田　琴美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
群馬県高崎市城山町１丁目３番地１　県住Ａ棟1101号
債務者　小野塚祐太
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８８号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江上沼１番地39
債務者　田中　美宏
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４２号
愛知県稲沢市奥田町八反田3843番地28
債務者　阿部　将典
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３９号
新潟県上越市東城町３丁目２番２号
債務者　船﨑　信夫
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４０号
新潟県上越市東城町３丁目２番２号
債務者　船﨑　輝子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４１号
新潟県上越市東城町３丁目２番２号
債務者　船﨑　達也
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５２号
新潟県糸魚川市大字越179番地３
債務者　山本　邦博
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第５９号
新潟県上越市春日山町２丁目９番35号　ハイツＫ＆Ｉ
債務者　赤井けい子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第６１号
新潟県上越市西城町２丁目７番16号
債務者　髙橋　英子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３４０号
愛知県一宮市瀬部字本郷24番地　フローラ大新Ａ―201号
債務者　川原　真弓
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４６号
愛知県一宮市時之島字八幡22番地
債務者　森　さおり（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５６７号
愛知県安城市池浦町池西２番地サン・リュミエール203
債務者　古賀　望雅
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
三重県多気郡明和町大字有爾中1155番地256
債務者　富山千賀子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県篠山市沢田甲158番地１　ハイツエルデン201号
債務者　塩田　五男
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
高知県高岡郡佐川町黒原547番地
債務者　山崎　文子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第７６３号
福岡市東区馬出１丁目25番14―103号
債務者　松尾　慎一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部